

## 第一二六回

### 参第一二号

#### 行政情報の公開に関する法律（案）

#### 目次

##### 第一章 総則（第一条・第二条）

##### 第二章 行政情報の公開の総合的な推進（第三条 第六条）

##### 第三章 行政情報の開示等

###### 第一節 行政情報の開示（第七条 第十六条）

###### 第二節 不服申立て

###### 第一款 行政情報の開示に関する処分についての審査請求（第十七条・第十八条）

###### 第二款 行政情報開示不服審査会の設置及び組織（第十九条 第三十二条）

###### 第三款 審査請求の手續（第三十三条 第四十三条）

###### 第三節 訴訟（第四十四条・第四十五条）

#### 第四節 雑則（第四十六条・第四十七条）

### 第四章 行政情報公開審議会（第四十八条・第四十九条）

### 第五章 雑則（第五十条 第五十五条）

## 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、国民の知る権利を保障し、行政の公正で民主的な運営を確保する上において、行政情報を国政の信託者である国民に対し広く公開することが不可欠であることにかんがみ、行政情報の公開の総合的な推進に関する行政機関の責務及び行政情報の開示を請求する権利を明らかにするとともに、行政情報の公開に関し必要な事項を定め、もって民主政治の健全な発展に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 行政情報 行政機関が保有する情報をいう。

二 行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する国の行政機関として置かれる機関（口の政令で定める特別の機関が置かれる機関にあつては、当該特別の機関を除く。）及び法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ 国家行政組織法第八条の三の特別の機関のうち政令で定めるもの

ハ 会計検査院

三 行政資料 国の行政事務又は事業に関する文書図画、マイクロフィルム、撮影フィルム、スライド、録音テープ、録画テープ、電磁的記録その他政令で定める採録物（以下「文書図画等」という。）で、行政機関が管理しているものをいう。

四 電磁的記録 文書図画の内容（電子計算機により作成した文章又は図表を含む。以下同じ。）を電子計算機（電子計算機による方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる機器を含む。）により記録した磁気ディスク等（磁気ディスク、磁気テープその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。以下同じ。）をいう。ただし、専ら文書図画の内容

を検索する目的で作成されたものを除く。

## 第二章 行政情報の公開の総合的な推進

### (行政情報の公開の総合的な推進)

第三条 行政機関は、行政情報の公開を総合的に推進するため、次章に定めるところにより行政情報を開示するほか、行政に関する正確で分かりやすい情報を国民が迅速かつ容易に得られるよう情報提供施策及び情報公表制度の拡充に努めるものとする。

### (情報提供施策の拡充)

第四条 行政機関は、報道機関への積極的な行政情報の提供及び広報手段の充実に努めるとともに、行政資料の閲覧施設等行政情報を提供するための施設の整備に努めるものとする。

2 行政機関は、行政情報を国民による高度かつ有効な利用に供するため、行政情報の計画的なデータベース化等行政情報の総合的な利用のための方策の推進に努めるものとする。

### (情報公表制度の拡充)

第五条 行政機関は、法令の規定に基づく情報の公表制度において情報の内容の充実及び公表の方法の整備を

図るほか、その主要な施策等に関する情報の公表制度の拡充に努めるものとする。

(行政資料の管理体制の整備)

第六条 行政機関は、行政資料の滅失又はき損の防止等その適切な保管及び行政資料の迅速な検索を行うため、行政資料の管理体制の整備に努めるものとする。

### 第三章 行政情報の開示等

#### 第一節 行政情報の開示

(行政情報の開示)

第七条 何人も、行政機関の長(第二条第二号口の政令で定める特別の機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。)に対し、行政情報(行政資料に記録されているものに限る。以下この章において同じ。)の開示を請求することができる。

2 行政機関の長は、前項の開示の請求(以下「開示請求」という。)があったときは、次条第一項及び第二項に規定する場合を除き、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、当該開示請求に係る行政情報を開示しなければならない。

( 行政情報の不開示 )

第八条 行政機関の長は、開示請求に係る行政情報の全部又は一部が次の各号に掲げる情報のいずれかの情報 ( 次項及び第十三条第四項において「不開示情報」という。 ) であると認める場合には、当該全部又は一部を開示しないことができる。

一 個人に関する情報 ( 公務員 ( 国家公務員法 ( 昭和二十二年法律第百二十号 ) 第二条第一項に規定する国家公務員及び地方公務員法 ( 昭和二十五年法律第二百六十一号 ) 第二条に規定する地方公務員をいう。以下この号において同じ。 ) 又は公務員であった者に関する情報のうちその職務に関するもの及び事業を営む個人に関する情報のうちその事業に関するものを除く。 ) であって、当該個人を識別できるもの ( 当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。 ) 。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により何人でもその内容を知ることができる情報

ロ 公表することを目的として行政機関の職員が作成し、又は取得した行政資料に記録されている情報

ハ 法令の規定に基づく許可、免許、届出その他これらに相当する行為又は国の会計経理に関する事務の

処理に際して行政機関の職員が作成し、又は取得した行政資料に記録されている情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの

二 内閣総理大臣その他の国務大臣及び国会議員並びにこれらの職にあった者に関する情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの

二 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害することが明らかであるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 事業活動によって人の生命、身体又は健康に危害を生じ、又は生ずるおそれがあるために、開示することが必要であると認められる情報

ロ 違法又は不当な事業活動によって人の財産又は生活に侵害を生じ、又は生ずるおそれがあるために、開示することが必要であると認められる情報

ハ その他開示することが公益上特に必要であると認められる情報

三 開示することにより個人の生命、身体、財産、名誉又は社会的地位を害するおそれがあることが明らか

である情報

四 我が国の防衛に関する情報であって、開示することにより国の安全を害するおそれがあることが明らかであるもの

五 外交に関する情報であって、開示することにより、我が国と他国若しくは国際機関との信頼関係を損なうおそれがあることが明らかであり、又は外交交渉上我が国が不利益を被るおそれがあることが明らかであるもの

六 開示することにより次に掲げる国の事務のいずれかの適正な遂行を著しく阻害することが明らかである情報

イ 犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に関する事務

ロ 国際捜査共助に関する事務

八 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)その他の法令の規定により身体の拘束を受けた者の収容又は留置に関する事務(ホに掲げるもの及び出入国の管理に関するものを除く。)

ニ 公訴の提起若しくは維持に関する事務又は再審の請求その他の再審に関する事務



- ホ 矯正又は更生保護に関する事務
- ヘ 出入国の管理若しくは難民の認定若しくは帰化又は査証に関する事務
- ト 租税の賦課若しくは徴収又は租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査に関する事務
- チ 通貨の調節若しくは金融の調整又は外国為替、外国貿易その他の対外取引の管理若しくは調整に関する事務
- リ 立入検査その他の法律の規定に基づく調査権の行使に関する事務又は指示、命令、処分その他の違法若しくは不当な行為に対する法律の規定に基づく監督権の行使に関する事務
- ヌ 資金運用に関する事務
- ル 公共用地の取得の交渉、入札その他の契約に関する事務
- ヲ 学識技能に関する試験、資格等の審査、補償金、給付金等の算定その他これらに準ずる評価又は判断に関する事務
- ワ 希少野生動植物の保護に関する事務
- カ 行政機関に置かれる試験研究機関、文教施設その他これらに類する機関又は施設において行われる研

## 究に関する事務

ヨ 行政機関の職員の人事管理又は庁舎等の施設の管理に関する事務

七 内閣若しくは当該行政機関の意思決定が未了の事項に関する情報又は当該行政機関内部の意見交換若しくは当該行政機関と他の行政機関との意見交換における意見の内容をなす情報であって、開示することにより内閣又は当該行政機関の適正な意思決定に著しい支障を及ぼすことが明らかであるもの

八 開示することにより行政機関以外の国の機関(地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務に係る当該執行機関を除く。)又は地方公共団体の事務又は事業の適正な遂行を著しく阻害することが明らかであるもの

九 他の法律の規定により開示することができない情報

2 行政機関の長は、一の行政資料(次条第二項の開示請求の場合にあっては、一の行政資料の当該開示請求に係る部分。以下この項において同じ。)に不開示情報とそれ以外の情報とが記録されていると認める場合において、当該不開示情報が記録されている部分とそれ以外の情報が記録されている部分とを分離することが困難であるときは、当該行政資料に係る行政情報の全部を開示しないことができる。

3 第一項の規定により不開示とされる情報は、国民等の権利利益の保護及び行政の適正な運営の確保のための必要な最小限度のものでなければならないのであって、同項の規定は、いやしくもこれを拡張して解釈し、及び運用するようなことがあってはならない。

(開示請求の方法)

第九条 開示請求は、行政機関の長に対し次に掲げる事項を記載した請求書を提出してしなければならない。

一 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名

二 行政資料の件名、第十三条第五項の符号等開示請求に係る行政資料を特定するために必要な事項

三 行政情報の開示の方法

2 一の行政資料に記録されている情報の一部の開示請求をする場合にあつては、前項各号に掲げる事項のほか、当該部分を特定するために必要な事項(記録されている情報の一部を特定するために必要な事項を行政機関の長が定めている電磁的記録にあつては、当該事項)を請求書に記載しなければならない。

(開示請求に対する決定等)

第十条 開示請求に係る行政情報を開示するかどうかについての決定（以下この条において「開示決定等」という。）は、開示請求を受理した日から起算して二週間以内にしなければならない。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由により当該期間内にこれを行うことができないときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においては、開示決定等は、同項に規定する期間経過後二週間以内にしなければならない。

3 第一項ただし書の場合においては、行政機関の長は、同項に規定する期間内に、開示請求者に対し、同項の期間内に開示決定等を行うことができない理由を書面により通知しなければならない。

4 行政機関の長は、開示決定等をしたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。この場合において、当該決定が開示請求に係る行政情報の全部又は一部を開示しない旨の決定（以下「不開示決定」という。）であるときは、その理由（当該行政情報を開示しない理由がなくなる期日をあらかじめ示すことができるときは、その理由及びその期日）を併せて通知しなければならない。

5 行政機関の長は、開示請求があった場合において、当該開示請求に係る行政資料を管理していないときは、

当該開示請求を受理した日から起算して二週間以内に請求を却下し、その旨を開示請求者に通知しなければならない。この場合において、当該開示請求に係る行政資料を他の行政機関が管理しているときは、その旨を教示しなければならない。

6 開示請求者は、行政機関の長が当該開示請求を受理した日から起算して四週間以内にこれに対する何らの処分をしないときは、行政機関の長が当該開示請求に係る行政情報について不開示決定をしたものとみなすことができる。

7 行政機関の長は、開示決定等をするに当たって必要があると認めるときは、開示請求者又は当該行政情報に係る関係者の意見を聴くことができる。

(開示の方法)

第十一条 行政情報の開示は、次の各号に掲げる情報の区分に応じ当該各号に定める方法により行う。

- 一 文書図画に記録されている情報 文書図画の閲覧又はこれを複写したものの交付
- 二 マイクロフィルム、撮影フィルム又はスライドに記録されている情報 これらの採録物の視聴
- 三 録音テープ又は録画テープに記録されている情報 これらの採録物の視聴又はこれらの採録物の内容

を再録したものの交付

四 電磁的記録に記録されている情報 電磁的記録に記録されている文書図画の内容を文書図画として再生したものの交付又は電磁的記録に記録されている文書図画の内容を再録した磁気ディスク等の交付

五 第二条第三号の政令で定める採録物に記録されている情報 政令で定める方法

2 行政資料を行政情報の開示に供することにより、当該行政資料を汚損し、又は破損するおそれがあるとき  
その他相当の理由があるときは、当該行政資料に代えて、当該行政資料を複製したものによって行政情報の開示をすることができる。

(手数料等)

第十二条 開示請求をする者は、政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

2 開示請求をする者は、政令で定める場合を除き、当該行政情報に係る次に掲げるものの送付を請求することができる。この場合においては、政令で定めるところにより、郵送料を納付しなければならない。

一 文書図画を複写したもの

二 録音テープ又は録画テープの内容を再録したもの

三 電磁的記録に記録されている文書図画の内容を文書図画として再生したもの又は電磁的記録に記録されている文書図画の内容を再録した磁気ディスク等  
(行政情報検索ファイル)

第十三条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政機関に係る行政情報の検索ファイル(以下「行政情報検索ファイル」という。)を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

- 2 行政情報検索ファイルは、磁気ディスク等をもって調製する。
- 3 行政情報検索ファイルには、行政情報について、次の各号に掲げる事項を、事案ごとに区分して記録しなければならない。
  - 一 事案名
  - 二 当該事案を処理した組織の名称
  - 三 当該事案に係る行政資料の件名、形態、作成又は取得の年月日及び保存期間
  - 四 第九条第二項の電磁的記録にあつては、同項の行政機関の長が定める事項
  - 五 開示請求を受理する組織の名称及び所在地

## 六 その他政令で定める事項

- 4 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、同項第三号の行政資料の件名が不開示情報に該当すると認めるときは、当該件名を記録しないことができる。
- 5 前項の規定により行政資料の件名を記録しない場合は、行政資料の件名に代えて、行政資料を特定することができる番号、記号その他の符号を記録しなければならない。
- 6 行政機関の長は、行政情報について、その保有後遅滞なく、第三項各号に掲げる事項（既に記録されている事項を除く。）を行政情報検索ファイルに記録しなければならない。
- 7 行政機関の長は、少なくとも毎年一回、行政情報検索ファイルに記録されている事項（第三項第一号及び第二号に掲げる事項に限る。）を官報で公示しなければならない。
- 8 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、同項の規定により既に公示された事項に変更がないときは、当該変更がない事項については、同項の規定による公示をしないことができる。
- 9 行政機関の長は、行政資料の保存期間の経過等により、第七項の規定により既に公示された事項が行政情報検索ファイルに記録されないこととなったときは、同項の規定による公示の際その旨を併せて公示しなけ



ればならない。

（開示請求をする者の利便に資するための機関）

第十四条 開示請求をする者の利便に資するため、総務庁に、各行政機関（会計検査院を除く。）における行政情報検索ファイルの閲覧に関する事務、開示請求についての相談その他の行政情報の開示に関する事務を分掌するための機関を置く。

（行政情報の開示状況の公表）

第十五条 行政機関の長は、毎年、開示請求の件数、不開示決定をした行政情報を記録している行政資料の件名又は第十三条第五項の符号、不開示決定をした理由等行政情報の開示の状況について、一般に公表しなければならぬ。

（文書図画等の作成等）

第十六条 行政機関は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関又は会計検査院にあっては、当該機関の命令）で定める基準に従って文書図画等の作成、整理及び保存を行わなければならない。

## 第二節 不服申立て

## 第一款 行政情報の開示に関する処分についての審査請求

### (審査請求)

第十七条 行政情報の開示に関する処分（会計検査院長が行う処分を除く。）に不服がある者は、行政情報開示不服審査会に対し、審査請求をすることができる。

### (行政不服審査法の適用関係)

第十八条 前条の審査請求については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第二十五条の規定は、適用しない。

2 前条の審査請求についての行政不服審査法第三十一条の規定の適用については、同条中「その庁の職員」とあるのは、「審査員」とする。

## 第二款 行政情報開示不服審査会の設置及び組織

### (設置)

第十九条 第十七条の審査請求の事件を取り扱わせるため、内閣総理大臣の所轄の下に、行政情報開示不服審査会（以下この節において「審査会」という。）を置く。

( 組織 )

第二十条 審査会は、委員六人をもって組織する。

2 委員のうち三人は、非常勤とすることができる。

( 委員の任命 )

第二十一条 委員は、人格が高潔であって、情報公開に関する識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で、両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、その委員を罷免しなければならない。

( 任期 )

第二十二条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(職権の行使)

第二十三条 委員は、独立してその職権を行う。

(身分保障)

第二十四条 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 審査会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない行為があると認められたとき。

(罷免)

第二十五条 内閣総理大臣は、委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員を罷免しなければなら

ない。

(会長)

第二十六条 審査会に会長を置き、委員の互選によって常勤の委員のうちからこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する常勤の委員が、その職務を代理する。

(委員会議)

第二十七条 審査会の会務の処理(審査請求の事件の取扱いを除く。)は、委員の全員の会議(以下この条において「委員会議」という。)の議決によるものとする。

- 2 委員会議は、会長が招集する。
- 3 委員会議は、会長及び三人以上の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。
- 4 委員会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 審査会が第二十四条第三号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、出席した委員のうち  
の本人を除く全員の一致がなければならない。

6 会長に事故がある場合の第三項の規定の適用については、前条第三項の規定により会長の職務を代理する常勤の委員は、会長とみなす。

( 審査請求事件の取扱い )

第二十八条 審査会は、委員のうちから審査会が指名する者三人をもって構成する合議体で、審査請求の事件を取り扱う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、委員の全員をもって構成する合議体で、審査請求の事件を取り扱う。

- 一 前項の合議体が、法令の解釈適用について、その意見が前に審査会のした裁決に反すると認めた場合
- 二 前項の合議体を構成する者の意見が分かれたため、その合議体としての意見が定まらない場合
- 三 審査会が、委員の全員をもって構成する合議体において審査請求事件を取り扱う旨の議決をした場合

第二十九条 前条第一項又は第二項の各合議体を構成する者を審査員とし、うち一人を審査長とする。

2 前条第一項の合議体のうち、会長がその構成に加わるものにあつては、会長が審査長となり、その他のものにあつては、審査会の指名する委員が審査長となる。

3 前条第二項の合議体にあつては、会長が審査長となり、会長に事故があるときは、第二十六条第三項の規定により会長の職務を代理する常勤の委員が審査長となる。

第三十条 第二十八条第一項の合議体は、これを構成するすべての審査員の、同条第二項の合議体は、四人以上の審査員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 第二十八条第一項の合議体の議事は、その合議体を構成する審査員の過半数をもって決する。

3 第二十八条第二項の合議体の議事は、出席した三人以上の審査員の賛成をもって決し、可否それぞれ三人のときは、審査長の決するところによる。

( 服務 )

第三十一条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

( 給与 )

第三十二条 委員の給与は、別に法律で定める。

### 第三款 審査請求の手続

( 利害関係人に対する審査請求書の副本の送付 )

第三十三条 審査会は、審査請求を受理したときは、審査請求書の副本を利害関係人に送付しなければならない。

( 審理の期日及び場所 )

第三十四条 審査会は、審理の期日及び場所を定め、原処分をした行政機関の長、審査請求人及び参加人（以下この款において「当事者」という。）に通知しなければならない。

( 審理の公開 )

第三十五条 審理は、公開して行う。ただし、当事者の申立てがあったときは、公開しないことができる。

( 審理の指揮 )

第三十六条 審理の指揮は、審査長が行う。

( 意見の陳述等 )



第三十七条 当事者及びその代理人は、審理の期日に出頭して意見を述べることができる。この場合において、当事者又はその代理人は、審査会の許可を得て、補佐人と共に出頭することができる。

(行政資料の提出要求等)

第三十八条 審査会は、審理を行うため必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、原処分に係る行政資料(電磁的記録にあっては、これに記録されている文書図画の内容を文書図画として再生したもの。次項において同じ。)の提出を求めることができる。この場合において、行政機関の長は、その提出を拒むことができない。

2 前項の規定により提出された行政資料の調査を行うための審理は、第三十五条本文の規定にかかわらず、非公開とする。この場合において、審査会は、審査請求人若しくは参加人又はこれらの者の代理人若しくは補佐人を退席させることができる。

(調書)

第三十九条 審査会は、審理の期日における経過について、調書を作成しなければならない。

2 何人も、審査会の許可を得て、前項の調書を閲覧し、又は謄写することができる。ただし、当事者及び利

害関係人以外の者については、審査請求の事件の終結後に限る。

3 前項の規定により調書を閲覧し、又は謄写する者（当事者及び利害関係人を除く。）は、政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

4 第一項の調書に記録されている情報については、第七条及び第十三条第六項の規定は、適用しない。

（合議の非公開）

第四十条 審査会の合議は、公開しない。

（内閣総理大臣の異議）

第四十一条 内閣総理大臣は、不開示決定の全部又は一部を取り消す旨の審査会の裁決があった場合において、当該裁決に係る行政情報が開示されることにより国の重大な利益を害するおそれがあると認めるときは、審査会に対し、異議を述べることができる。

2 前項の異議には、理由を付さなければならない。

3 前項の異議の理由においては、内閣総理大臣は、異議に係る行政情報が第八条第一項各号に掲げる情報のいずれに該当するかを示すとともに、当該行政情報が開示されることにより国の重大な利益を害するおそれ

があると認める事情を具体的に示すものとする。

- 4 第一項の異議があったときは、審査会は、同項の裁決のうち異議に係る部分を取り消さなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、やむを得ない場合でなければ、第一項の異議を述べてはならず、また、異議を述べたときは、次の常会において国会にこれを報告しなければならない。

(不服申立ての制限)

第四十二条 この款の規定により審査会がした処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(政令への委任)

第四十三条 この款に定めるもののほか、審査請求の手續に関し必要な事項は、政令で定める。

### 第三節 訴訟

(出訴期間の特則)

第四十四条 第四十一条第四項の規定による取消しの裁決があった場合における当該裁決に係る原処分取消しの訴えについては、行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第十四条第一項及び第三項の期

間は、当該裁決があったことを知った日又は当該裁決の日から起算する。

(取消しの訴えの判決)

第四十五条 行政情報の開示に関する処分の取消しの訴え及び当該処分に係る裁決の取消しの訴えの判決は、事件を受理した日から起算して九十日以内にするよう努めなければならない。

#### 第四節 雑則

(他の法律との関係等)

第四十六条 他の法律又はこれに基づく命令(以下「他の法令」という。)の規定により行政資料の内容を知るための手続が定められている場合における当該行政資料に記録されている情報の開示については、この章の規定を適用せず、当該他の法令の定めるところによる。

2 この章の規定は、行政機関に置かれる公文書館、図書館その他これらに類する施設において一般公衆の利用に供することを目的として管理されている行政資料に記録されている情報の開示については、適用しない。

(権限の委任)

第四十七条 行政機関の長は、政令(内閣の所轄の下に置かれる機関又は会計検査院にあっては、当該機関の

命令)で定めるところにより、この章の規定により属させられた権限又は事務を、当該行政機関の職員に委任することができる。

#### 第四章 行政情報公開審議会

(設置及び所掌事務)

第四十八条 内閣総理大臣の諮問に応じ行政情報の公開に関する重要事項を調査審議させるため、総務庁に、行政情報公開審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項について、内閣総理大臣に対し、意見を述べることができる。

(組織等)

第四十九条 審議会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

4 前三項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 第五章 雑則

( 苦情処理 )

第五十条 行政機関の長は、行政情報の開示、提供若しくは公表に関する苦情又はその情報の内容に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

( 資料の提出及び説明の要求 )

第五十一条 総務庁長官は、行政機関（会計検査院を除く。以下この条及び次条において同じ。）における情報公開に関する事務の実施状況について、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し資料の提出及び説明を求めることができる。

( 意見の陳述 )

第五十二条 総務庁長官は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、行政機関における情報公開に関し、内閣総理大臣又は行政機関の長に対し意見を述べることができる。

( 政令への委任 )

第五十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

( 罰則 )

第五十四条 第三十一条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(地方公共団体及び特殊法人の保有する情報の公開)

第五十五条 地方公共団体及び特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(総務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号)第四条第十一号の規定の適用を受けない法人を除く。)をいう。)は、この法律の規定に基づく国の施策に留意しつつ、その保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章、第五十四条及び附則第三条から第六条までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、行政資料の内容を知るための手続を定めている他の法令の規定又は行政資料の内容を開示しないこととしている他の法令の規定について、この法律の目的を踏まえ、速やかに検討を加え、その結果に

基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(経過措置)

第三条 第三章の規定の施行の際現に行政機関が管理している国の行政事務又は事業に関する文書図画等に記録されている情報については、第十三条第六項の規定は、適用しない。

2 行政機関の長は、前項の情報についても、第十三条第三項各号に掲げる事項を行政情報検索ファイルに記録するよう努めるものとする。

(最初に任命される行政情報開示不服審査会の委員に関する特例)

第四条 第三章の規定の施行後最初に任命される行政情報開示不服審査会の委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、第二十一条第二項及び第三項の規定の例による。

2 第三章の規定の施行後最初に任命される行政情報開示不服審査会の委員の任期は、第二十二条第一項本文の規定にかかわらず、内閣総理大臣の指名するところにより、二人は一年、二人は二年、二人は三年とする。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)



第五条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十二号の三の次に次の一号を加える。

十二の四 行政情報開示不服審査会の常勤の委員

第一条第十八号の二の次に次の一号を加える。

十八の三 行政情報開示不服審査会の非常勤の委員

別表第一官職名の欄中「公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員」を「公害健康被害補償不服審査会  
行政情報開示不服審査会の常  
勤の委員」に改める。

(総務庁設置法の一部改正)

第六条 総務庁設置法の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「管区行政監察局」を「管区行政管理・監察局」に改め、同条第二項中「沖縄行政監察事務所」を「沖縄行政管理・監察事務所」に改め、同条第三項中「管区行政監察局及び沖縄行政監察事務所」

を「管区行政管理・監察局及び沖縄行政管理・監察事務所」に改め、「同条第五十八号に掲げる事務」の下に「並びに行政情報検索ファイルの閲覧に関する事務、行政情報の開示の請求に関する相談その他の行政情報の開示に関する事務（次項及び第六項において「行政情報の開示に関する事務」という。）」を加え、同条第四項中「管区行政監察局及び沖縄行政監察事務所」を「管区行政管理・監察局及び沖縄行政管理・監察事務所」に改め、「事務のほか、」の下に「他の行政機関（行政情報の公開に関する法律（平成五年法律第 号）第二条第二号イ及びロに掲げる機関をいう。第六項において同じ。）の所掌事務のうち行政情報の開示に関する事務並びに」を、「相談に関する事務」の下に「（第六項において「環境庁の所掌事務」という。）」を加え、同条第五項中「管区行政監察局及び沖縄行政監察事務所」を「管区行政管理・監察局及び沖縄行政管理・監察事務所」に改め、同条第六項を次のように改める。

6 第四項の事務のうち、行政情報の開示に関する事務については各行政機関の長（行政情報の公開に関する法律第二条第二号ロの政令で定める特別の機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者）が、環境庁の所掌事務については環境庁長官が管区行政管理・監察局及び沖縄行政管理・監察事務所の長を指揮監督する。

第十条第七項中「管区行政監察局」を「管区行政管理・監察局」に改め、同条第八項及び第九項中「沖縄行政監察事務所」を「沖縄行政管理・監察事務所」に改め、同条第十項中「管区行政監察局」を「管区行政管理・監察局」に、「行政監察支局」を「行政管理・監察支局」に改め、同条第十一項及び第十二項中「行政監察支局」を「行政管理・監察支局」に改め、同条第十三項中「管区行政監察局及び行政監察支局」を「管区行政管理・監察局及び行政管理・監察支局」に、「行政監察事務所」を「行政管理・監察事務所」に改め、同条第十四項及び第十五項中「行政監察事務所」を「行政管理・監察事務所」に改める。

## 理 由

国民の知る権利を保障し、行政の公正で民主的な運営を確保する上において、行政情報を国政の信託者である国民に対し広く公開することが不可欠であることにかんがみ、行政情報の公開の総合的な推進に関する行政機関の責務及び行政情報の開示を請求する権利を明らかにするとともに、行政情報の公開に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## この法律の施行に要する経費

この法律の施行に要する経費は、平年度約七億四千万円の見込みである。